

国自情第 72 号
平成 23 年 6 月 27 日

各地方運輸局自動車技術安全部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車交通局技術安全部
自動車情報課長

運輸支局等における自動車登録申請の際の書類の有効期間の取扱いの
一部改正について

標記について、東日本大震災の災害状況を鑑み、自動車登録申請時における添付書類の有効期間の延長措置を講じ対応をしてきたところである。

現在、各自動車メーカーの生産ラインは回復傾向にはあるものの、未だ全国的に販売事業者への新車納入が遅延している状況があるため、「運輸支局等における自動車登録申請の際の書類の有効期間の取扱いについて」（平成 23 年 3 月 23 日付け国自情第 233 号）を下記のとおり一部改正することとしたので貴局管下の運輸支局等に周知を図るとともに、遺漏のないよう取り計らわれたい。

なお、自動車登録令第 16 条第 3 項に規定する自動車登録申請時に添付する印鑑証明書の有効期間の満了日については、平成 23 年 8 月 31 日に延長するものとして別途告示する予定である。

記

1 申請時の各書面の取扱い

(1) 車庫証明書の有効期間について

「平成 23 年 6 月 30 日をもって満了するものとする。」を、「平成 23 年 8 月 31 日をもって満了するものとする。」に改める。

(2) 自動車の使用者の住所を証する書面の有効期間について

「平成 23 年 6 月 30 日をもって満了するものとする。」を、「平成 23 年 8 月 31 日をもって満了するものとする。」に改める。